

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 新旧対照表

目 次

一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	1
二	無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）	21
三	証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）	23
四	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	25
五	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	31
六	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	38
七	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	47
八	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）	48
九	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）	61
十	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	62
十一	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	70
十二	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年総理府・大蔵省令第三十一号令）	78

十三	資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）	79
十四	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	82
十五	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）	87
十六	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	93
十七	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）	117
十八	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）	120
十九	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	122
二十	金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）	133
二十一	前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）	135
二十二	資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）	145
二十三	資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）	149
二十四	認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）	153
二十五	資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）	154
二十六	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）	156
二十七	特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十九号）	159

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条の二第二項第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法人であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第五号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条の二第二項第二号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一</p>

号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ (略)

ハ 役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 登録申請者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者及び重要な使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

四〇七 (略)

号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

四〇七 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第二十九条の二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第二十九条の二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)又はこれに代わる書面

二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成

した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、

(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないとき

は、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四〇八 (略)

二〇三 (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は

、次に掲げる書類とする。

一〇三 (略)

四 役員が婚姻前の氏名を当該役員が併せて法第五十七条の

十三第一項の書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が

当該役員が婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前

の氏名を証する書面

五〇七 (略)

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指

定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届

出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむ

(新設)

(3)・(4) (略)

四〇八 (略)

二〇三 (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は

、次に掲げる書類とする。

一〇三 (略)

(新設)

四 役員が婚姻前の氏名を当該役員が併せて法第五十七条の

十三第一項の書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が

当該役員が婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前

の氏名を証する書面

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指

定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届

出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむ

を得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

三 (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 役員等の婚姻前の氏名を当該役員等の氏名に併せて法第六十条の二第一項の許可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員等の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

八～十 (略)

を得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

三 (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

(新設)

七～九 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合に次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合に次に掲げる書類

イ (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合に次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合に次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜六 (略)

七 役員等の婚姻前の氏名を当該役員等の氏名に併せて法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項の許可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員等の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

八〜十四 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜六 (略)

(新設)

七〜十三 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取

引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二によ

り作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合にお

いて、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでな

いときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

項第八号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二によ

引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

項第三号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二によ

り作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合にお

いて、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでな

(4)・(5) (略)

四〇六 (略)

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一

項第八号に掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

り作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員の前婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の前婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

二 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ (略)

三・四 (略)

(3)・(4) (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

二 個人であるときは、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ (略)

三・四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

(新設)

二 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

四・五 (略)

2・3 (略)

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 役員の前婚前の氏名を、当該役員の前婚前の氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 前婚前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項

三・四 (略)

2・3 (略)

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)・(5) (略)

三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四・五 (略)

六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

四・五 (略)

六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員

となつた者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、
ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、
当該婚姻前の氏名を証する書面

となつた者に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

(新設)

改正案	現行
<p>別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)～(3) （略） <u>(4) 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>（略） （第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>（第 5 面）</p> <p>（別添 3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>（第 6 面）</p> <p>（別添 4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄 (1)～(3) （略） （新設）</p> <p>（略） （第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称） （表略） （新設）</p> <p>（第 5 面）</p> <p>（別添 3：金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名） （表略） （新設）</p> <p>（第 6 面）</p> <p>（別添 4：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名） （表略） （新設）</p> <p>（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第 5 面）</p> <p>（別添 3：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 9 面）</p> <p>（別添 6：登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する 使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記 載することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（第10面）</p> <p>（別添 7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及 び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記 載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: right;">（第 5 面）</p> <p>（別添 3：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 9 面）</p> <p>（別添 6：登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する 使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: right;">（第10面）</p> <p>（別添 7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及 び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名） （表略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十八号（第二百十八条、第二百二十二条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 4 面） （別添 2：役員の役職名及び氏名又は名称） （表略） （注意事項） <u>1 役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。</u> <u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （略） （第 9 面） （別添 7：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） （注意事項） <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「国内における代表者の氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p>	<p>別紙様式第十八号（第二百十八条、第二百二十二条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 4 面） （別添 2：役員の役職名及び氏名又は名称） （表略） （注意事項） <u>役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。</u> （略） （第 9 面） （別添 7：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十九号の二（第二百三十二条の二、第二百三十二条の七関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>（第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員の役職名及び氏名又は名称） （表略） （注意事項）</p> <p><u>1 役員には電子店頭デリバティブ取引等店の所在する国における代表者を含む。</u> <u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>（略）</p> <p>（第 8 面）</p> <p>（別添 6：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） （注意事項）</p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「国内における代表者の氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p>	<p>別紙様式第十九号の二（第二百三十二条の二、第二百三十二条の七関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>（第 4 面）</p> <p>（別添 2：役員の役職名及び氏名又は名称） （表略） （注意事項）</p> <p><u>役員には電子店頭デリバティブ取引等店の所在する国における代表者を含む。</u></p> <p>（略）</p> <p>（第 8 面）</p> <p>（別添 6：国内における代表者の氏名及び国内の住所） （表略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十四号（第二百五十七条、第二百六十三条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」、「3 氏名」、「4 役員の氏名」 イ～ハ （略） <u>ニ 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> ホ 申請者が個人である場合は、「4 役員の氏名」への記載は省略すること。 4～6 （略） （第3面）</p> <p>（別添1：役員の氏名又は名称） （表略） <u>（注意事項）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u> （以下略）</p>	<p>別紙様式第二十四号（第二百五十七条、第二百六十三条第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1・2 （略） 3 「2 商号又は名称」、「3 氏名」、「4 役員の氏名」 イ～ハ （略） （新設） <u>ニ 申請者が個人である場合は、「4 役員の氏名」への記載は省略すること。</u> 4～6 （略） （第3面）</p> <p>（別添1：役員の氏名又は名称） （表略） （新設） （以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第二十七号（第二百九十六条、第三百四条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1 （略） 2 「1 法人格の有無」欄は、法人格がある場合にはその根拠規定を併せて記載すること。 3 <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「6 登録申請者（外国法人に限る。）の法第66条の28第1項に規定する国内における代表者又は第297条に規定する者の氏名」、「10 法令等遵守責任者の氏名」、「11 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名」及び「12 監督委員会の委員の氏名」の欄に内書（括弧書）で併せて記載することができる。</u> 4 「12 監督委員会の委員の氏名」の欄は、委員が独立委員である場合には、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。 （第 3 面） （別添 1：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）の氏名又は名称） （表略） （注意事項） <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に内書（括弧書）で併せて記載することができる。</u> （以下略）</p>	<p>別紙様式第二十七号（第二百九十六条、第三百四条関係） （日本工業規格 A 4） （略） （第 2 面）</p> <p>（表略） （注意事項） 1 （略） 2 「<u>法人格の有無</u>」欄は、法人格がある場合にはその根拠規定を併せて記載すること。 （新設） 3 「<u>監督委員会の委員の氏名</u>」の欄は、委員が独立委員である場合には、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。 （第 3 面） （別添 1：役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）の氏名又は名称） （表略） （新設） （以下略）</p>

改 正 案

現 行

<p>(指定申請書の添付書類) 第二十二條の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二條の八及び第二十二條の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の前婚前の氏名を当該役員の氏名に併せて無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〇九 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等)</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第二十二條の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二條の八及び第二十二條の九において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>(新設)</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等)</p>
--	--

第二十二條の十一 (略)

2 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

第二十二條の十一 (略)

2 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

三 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）</p> <p>三 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十四第二項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五 役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2 当しない者であることを当該役員が誓約する書面
六〇十五 (略)

2 三〇十二 (略)

四 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第三十四条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>

を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八（略）

2（略）

3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む）。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二にお

を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（新設）

三〇十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八（略）

2（略）

3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む）。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二にお

いて同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

四| 役員の前婚前の氏名を当該役員の前婚前の氏名に併せて法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

五| 九 (略)

別表第二(第三十四条の三十九関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) イ 履歴書(就任に係る次に掲げる書面

いて同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の前婚前の氏名を証する書面)

(新設)

四| 八 (略)

別表第二(第三十四条の三十九関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) イ 履歴書(就任に係る次に掲げる書面

任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面

ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
）又はこれに
代わる書面

ハ 婚姻前の氏
名を、氏名に
併せて第三十
四条の三十九
の届出書に記
載した場合に
おいて、口に
掲げる書面が

任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面を
含む。）

ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
を含む。）又
はこれに代わ
る書面
(新設)

	(略)	銀行代理業者である法人の子法人等又は銀行代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者である法人を除く。)の変更
	(略)	一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者である法人を除く。)の商号又は名称 二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該銀行代理業者で
<p>当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ(略)</p>	(略)	(略)
	(略)	銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更
	(略)	一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営
<p>ハ(略)</p>	(略)	(略)

(略)	
(略)	<p>ある法人を除く。)の主たる営業所 等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法人 等の子法人等(当 該銀行代理業者で ある法人を除く。)の代表者の氏名 又は名称</p> <p>四 当該子法人等又 は当該親法人等若 しくは当該親法人 等の子法人等(当 該銀行代理業者で ある法人を除く。)の業務の内容</p> <p>五 (略)</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又 は当該子法人等の 親法人等若しくは 当該親法人等の子 法人等の代表者の 氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又 は当該子法人等の 親法人等若しくは 当該親法人等の子 法人等の業務の内 容</p> <p>五 (略)</p>
(略)	

五 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第二十五条の四十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第二十五条の四十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>

を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十七
七条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは
、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所
又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法
人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる
書面、第二十五条の十六第五号イからハまでのいずれにも該当し
ないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのい
ずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名
に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又
はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでな
いときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 三十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第二十五条の四十五（略）

2（略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定
める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む
。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八にお

を行うべき者を含む。以下この号、第二十五条の十六及び第二十
七条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは
、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内におけ
る営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（
役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）
又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号に該当しないこ
とを誓約する書面及び役員が第二十五条の十六第四号イからチま
でのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書
面

（新設）

三 三十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第二十五条の四十五（略）

2（略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定
める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む
。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八にお

いて同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

四 役員の前婚前の氏名を当該役員の前婚前の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

五 九 (略)

別表第二(第二十五条の十八関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面

いて同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の前婚前の氏名を証する書面)

(新設)

四 八 (略)

別表第二(第二十五条の十八関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面

イ 履歴書（就
任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面）

ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
）又はこれに
代わる書面

ハ 婚姻前の氏
名を、氏名に
併せて法第二
十五条の十八
の届出書に記
載した場合に
おいて、ロに

イ 履歴書（就
任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面を
含む。）

ロ 住民票の抄
本（就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
を含む。）又
はこれに代わ
る書面

（新設）

	(略)	<p>長期信用銀行代理業者である法人の子法人等又は長期信用銀行代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の変更</p>
	(略)	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若</p>
<p>掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 (略)</p>	(略)	(略)
	(略)	<p>長期信用銀行代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
	(略)	<p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該子法人等の</p>
<p>ハ (略)</p>	(略)	(略)

しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該長期信用銀行代理業者である法人を除く。）の業務の内容

親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容

(略)	
(略)	五 (略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	五 (略)
(略)	
(略)	

六 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第四百十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第四百十条の二の二第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第四百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第四百十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第四百十条の二の二第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第四百四十三条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務</p>

を行うべき者を含む。以下この号、第四百四十三条及び第五百四十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第四百四十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものであるときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 （略）

（指定申請書の添付書類）

第七十条の二の二 （略）

2 （略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定

を行うべき者を含む。以下この号、第四百四十三条及び第五百四十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第四百四十三条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第四百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（新設）

三〇七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

九〇十四 （略）

（指定申請書の添付書類）

第七十条の二の二 （略）

2 （略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定

める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員（略）の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員（略）の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

五〇九 (略)

別表第二（第四百四十五条関係）

届出事項	(略)	記載事項	一・二 (略)	添付書類	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
------	-----	------	---------	------	--

める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員（略）の登記事項証明書）

(新設)

四〇八 (略)

別表第二（第四百四十五条関係）

届出事項	(略)	記載事項	一・二 (略)	添付書類	一・二 (略) 三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更
------	-----	------	---------	------	--

き者を含む。)に
係る次に掲げる
書面

イ 履歴書(就
任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面)

ロ 住民票の抄
本(就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
)又はこれに
代わる書面

ハ 婚姻前の氏
名を、氏名に
併せて第四百四
十五条の届出

き者を含む。)に
係る次に掲げる
書面

イ 履歴書(就
任する役員が
法人であると
きは、当該役
員の沿革を記
載した書面を
含む。)

ロ 住民票の抄
本(就任する
役員が法人で
あるときは、
当該役員の登
記事項証明書
を含む。)又
はこれに代わ
る書面
(新設)

	(略)	所属信用金庫の変更
	(略)	一 新たに所属信用金庫から委託を受けることとなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受けて信用金庫代理業を行う営業所等の名称及び
書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ (略)	(略)	一〇五 (略)
	(略)	所属信用金庫の変更
	(略)	一 新たに所属信用金庫から委託を受けることとなった場合 イ (略) ロ 当該委託を受けて信用金庫代理業を行う営業所等の名称、所
ハ (略)	(略)	一〇五 (略)

<p>更 事する他の法人の変 人の役員が常務に従 庫代理業者である法 ある個人又は信用金 信用金庫代理業者で</p>	<p>(略)</p>	
<p>ハ 信用金庫代理 イ・ロ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>所在地 ハ・ニ (略) 二 新たに信用金庫 代理業再委託者か ら再委託を受ける こととなった場合 イ・ロ (略) ハ 当該再委託を 受けて信用金庫 代理業を行う営 業所等の名称及 び所在地 ニ・ホ (略) 三・四 (略)</p>
	<p>(略)</p>	
<p>更 事する他の法人の変 人の役員が常務に従 庫代理業者である法 ある個人又は信用金 信用金庫代理業者で</p>	<p>(略)</p>	
<p>ハ 銀行代理業者 イ・ロ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>所在地 ハ・ニ (略) 二 新たに信用金庫 代理業再委託者か ら再委託を受ける こととなった場合 イ・ロ (略) (新設)</p>
	<p>(略)</p>	

	(略)	<p>信用金庫代理業者である法人の子法人等又は信用金庫代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用金庫代理業者である法人を除く。)の変更</p>
<p>業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなつた役員の氏名</p> <p>三・四 (略)</p>	(略)	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用金庫代理業者である法人を除く。)の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当</p>
	(略)	(略)
	(略)	<p>信用金庫代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
<p>が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなつた役員の氏名</p> <p>三・四 (略)</p>	(略)	<p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子</p>
	(略)	(略)

(略)	
(略)	<p>該信用金庫代理業者である法人を除く。の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用金庫代理業者である法人を除く。)の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用金庫代理業者である法人を除く。)の業務の内容</p> <p>五 (略)</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 (略)</p>
(略)	

別表第三（第百六十七条関係）

(略)	信用金庫代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項
(略)	(略)	(略)	記載事項
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類

別表第三（第百六十七条関係）

(略)	信用金庫代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項
(略)	(略)	(略)	記載事項
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類） 第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む） 。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ。 。の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〃九（略）</p>	<p>（指定申請書の添付書類） 第四十二条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む） 。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ。 。の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>（新設）</p> <p>四〃八（略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の申請）</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項及び第四条第三項第二号において「登録申請書」という。）に、同条第二項の規定による添付書類（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>255（略）</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号並びに第二項第一号及び第四</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）に、同条第二項の規定による添付書類（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>255（略）</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三の二第一項第三号並びに第二項第一号及び第四</p>

号口、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。以下この号において同じ。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、その役員）を含む。第三号、第四号及び第九号において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

号口、第五条の四第一項第一号、第五条の五第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号口、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第九号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第四条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。以下この号において同じ。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下この項において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 登録申請者、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用人の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三・四 (略)

五 法人である場合において、役員が法人であるときは、当該役員
の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

六 (略)

七〇八 (略)

十一 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ (略)

(新設)

二・三 (略)

四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

四の二 (略)

五〇八 (略)

九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ (略)

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第十号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十二（十七）（略）

第五条の四の二（略）

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごと）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3（略）

（純資産額）

第五条の五 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

二 個人 最終事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十条第九号ロにおいて同じ。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十一（十五）（略）

第五条の四の二（略）

2 前項の場合における第四条第三項第十三号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごと）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した者をいう。）各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の四の二第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3（略）

（純資産額）

第五条の五 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（略）

二 個人 最終事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年

の十二月三十一日までとする。以下同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書(最終事業年度がない場合にあっては、第四条第三項第十二号の財産に関する調書)において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 (略)

(変更の届出)

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書(次項並びに次条第二号イ③及び第五号ハ)において単に「変更届出書」という。)に、同条第三項に規定する添付書類(次項において単に「添付書類」という。)の一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員(第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作

の十二月三十一日までとする。以下同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書(最終事業年度がない場合にあっては、第四条第三項第十号の財産に関する調書)において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 (略)

(変更の届出)

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書(次項において単に「変更届出書」という。)に、同条第三項に規定する添付書類(次項において単に「添付書類」という。)の一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 役員(第二条第一項第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作

成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4)～(6) (略)

ロ (略)

三 重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに重要な使用人となつた者に係る前号イ(1)から(6)までに掲げる書類

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十三号並びに第二号イ(2)、(4)及び(6)に掲げる書類

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者(ロにおいて、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(3)を除く。

成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類
イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(5) (略)

ロ (略)

三 重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに重要な使用人となつた者に係る前号イ(1)から(5)までに掲げる書類

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十一号並びに第二号イ(2)、(3)及び(5)に掲げる書類

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)まで又はロに掲げる書類

イ 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)まで又はロに掲げる書類

又は口に掲げる書類

ハ 第二条第一項第四号に掲げる者の婚姻前の氏名を当該者の氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、第二号イ(2)に掲げる書類が当該者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六〇八 (略)

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 役員の履歴書
- 二 役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類
- 三 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第二十七条第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書類
- 四 役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

六〇八 (略)

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第二十六条の七十四 法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書、役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類とする。

(指定申請の添付書類)

第三十条 法第四十一条の十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第九号において「申請者」という。）の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

三 (略)

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 役員の前婚前の氏名を当該役員の前婚前の氏名に併せて法第四十一条の十四第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前婚前の氏名を証するものでないときは、当該前婚前の氏名を証する書面

六 十一 (略)

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 (略)

2 (略)

二 法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第八号において「申請者」という。）の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

三 (略)

四 役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。））、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この条から第三十条の十までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書

(新設)

五 十一 (略)

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 (略)

2 (略)

<p>3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〇九 (略)</p>	<p>3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員(法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇八 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 1 号 (第 1 条の 5 関係)</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7 「氏名」には、婚姻により氏を改めた者の場合においては、婚姻前の氏名を括弧書で併記することができる。ただし、「法定代理人」が婚姻により氏を改めた者である場合にはこの限りでない。</u></p> <p><u>8・9 (略)</u></p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p>9 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」に括弧書で併記することができる。</u></p> <p><u>2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第 3 面の次に添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 1 号 (第 1 条の 5 関係)</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>7・8 (略)</u></p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p>9 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第 3 面の次に添付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 3 号 (第 4 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 3 号 (第 4 条第 3 項第 5 号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 4 号の 2 (第 4 条第 3 項第 15 号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 4 号の 2 (第 4 条第 3 項第 13 号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 4 号の 2 の 2 (第 4 条第 3 項第 16 号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 4 号の 2 の 2 (第 4 条第 3 項第 14 号関係)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改 正 案

現 行

<p>(指定申請書の添付書類) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〇九 (略)</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>(新設)</p> <p>四〇八 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（外国銀行代理業務の内容及び方法） 第一条の四（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（許可申請書のその他の添付書類） 第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本</p>	<p>（外国銀行代理業務の内容及び方法） 第一条の四（略）</p> <p>2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、<u>法第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）</u>に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（許可申請書のその他の添付書類） 第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本</p>

。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

一 の二 個人である申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。）

の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前

号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三条及び第九十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該

役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、

第八十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当

しない者であることを当該役員が誓約する書面

二 の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監

。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三条第四号に該当しないことを誓約する書面

（新設）

二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三条及び第九十四条第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該

役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が

法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第八十三条第五号に該当しないことを誓約する

書面及び役員が第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（新設）

（新設）

三 七 （略）

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監

査人設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
九く十四 (略)

別表第二(第八十五条関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就任する役員が法人であるときは、当該役

査人設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
九く十四 (略)

別表第二(第八十五条関係)

届出事項	(略)	役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	一・二 (略) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就任する役員が法人であるときは、当該役

員の沿革を記載した書面)

ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第八十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当

員の沿革を記載した書面を含む。）

ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面
(新設)

<p>所属信用協同組合の 変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 (略)</p>
<p>所属信用協同組合の 変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ハ (略)</p>

	<p>(略)</p> <p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は信用協同組合代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用協同組合代理業者である法人を除く。)の 変更</p>
<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該再委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称及び所在地</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該信用協同組合代理業者である法人を除く。)の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若</p>
	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p> <p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該再委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該子法人等の</p>
	<p>(略)</p>

しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の業務の内容

親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地

三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称

四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の業務の内容

別表第三（第一百七条関係）

(略)	信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項	(略)	
(略)	(略)	(略)	記載事項	(略)	五 (略)
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類	(略)	

別表第三（第一百七条関係）

(略)	信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき	(略)	届出事項	(略)	
(略)	(略)	(略)	記載事項	(略)	五 (略)
(略)	一・二 (略)	(略)	添付書類	(略)	

改正案	現行
<p>（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等） 第二百十一条の七十二（略）</p> <p>2 法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 議決権保有割合（法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。第二百十一条の七十五第二項第一号において同じ。）に関する事項</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等） 第二百十一条の七十五（略）</p> <p>2 法第二百七十二条の三十六第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 議決権保有割合に関する事項</p> <p>二 取得資金に関する事項</p> <p>三 保有の目的に関する事項</p> <p>3（略）</p>	<p>（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等） 第二百十一条の七十二（略）</p> <p>2 法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 議決権保有割合（法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。）に関する事項</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等） 第二百十一条の七十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>

(特定少額短期持株会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十七 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第三項ただし書の規定による承認に限る。)は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 第二百十一条の七十五第三項第一号ロ(2)から(4)まで及び(6)から(10)まで並びに同号ハに掲げる書類

(指定申請書の添付書類)

第二百三十九条の五 (略)

2 (略)

3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第三百八条の

三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(特定少額短期持株会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十七 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第三項ただし書の規定による承認に限る。)は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 第二百十一条の七十五第二項第一号ロ(2)から(4)まで及び(6)から(10)まで並びに同号ハに掲げる書類

(指定申請書の添付書類)

第二百三十九条の五 (略)

2 (略)

3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書

(新設)

五
〽
九
（略）

四
〽
八
（略）

改正案	現行
<p>別紙様式第 16 号 (第 211 条の 2 関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(別添 1 : 取締役、会計参与及び監査役 (取締役、執行役及び会計参与) の氏名) (第 3 面) (表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p><u>2. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>3. (略)</p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第 16 号 (第 211 条の 2 関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(別添 1 : 取締役、会計参与及び監査役 (取締役、執行役及び会計参与) の氏名) (第 3 面) (表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略) (新設)</p> <p><u>2. (略)</u></p> <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

改正案							
<u>別紙様式第 16 号の 23 (第 211 条の 75 関係)</u> <div style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</div> 保険業法第 272 条の 36 第 1 項に基づく少額短期保険持株会社承認申請書 <div style="text-align: right;">(No.) 年 月 日</div> 財 務 (支) 局 長 殿 商 号 印 () 本 店 所 在 地 少額短期保険業者を子会社とする持株会社になること (又は持株会社を設立すること) について、 保険業法第 272 条の 36 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請いたします。							
1 申請者の概要 (㊦)							
フリガナ (カタカナ) 商 号							
(削る)	(削る)						
(削る)	(削る)						
事 業 の 種 類							
設立年月日 年 月 日 ※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">代表者役職</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(フリガナ)		代表者役職	代表者氏名		
(フリガナ)		代表者役職					
代表者氏名							
資本金額 (百万円)							
取締役及び監査役 (監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役) の氏名	(フリガナ) 氏 名	役 職 名					
本店その他の営業所の名称及び所在地	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">所 在 地</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	名 称	所 在 地				
名 称	所 在 地						

現行							
<u>別紙様式第 16 号の 23 (第 211 条の 75 関係)</u> <div style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</div> 保険業法第 272 条の 36 第 1 項に基づく少額短期保険持株会社承認申請書 <div style="text-align: right;">(No.) 年 月 日</div> 財 務 (支) 局 長 殿 商 号 印 () 本 店 所 在 地 ○○少額短期保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有 (又は主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社の設立) をいたしたく、保険業法第 272 条の 36 第 1 項の規定に基づき、 下記のとおり承認を申請いたします。							
1 申請者の概要 (㊦)							
フリガナ (カタカナ) 商 号							
フリガナ (カタカナ) 本 店 所 在 地							
事 業 の 種 類							
設立年月日 年 月 日 ※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(フリガナ)</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">代表者役職</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(フリガナ)		代表者役職	代表者氏名		
(フリガナ)		代表者役職					
代表者氏名							
資本金額 (百万円)							
(新設)	(新設)	(新設)					
(新設)	(新設)	(新設)					

改正案				現行			
2 子会社とする少額短期保険業者の概要				(新設)			
3 申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合 (イ)				2 申請者が保有する議決権の数及び議決権保有割合 (イ)			
4 保有の目的 (ロ)				3 保有の目的 (ロ)			
5 取得資金 (ハ)				4 取得資金 (ハ)			
(1) 取得資金の内訳				(1) 取得資金の内訳			
その他 (具体的に)				その他 (具体的に)			
取得資金合計 (千円)				取得資金合計 (千円)			
(2) 借入金の内訳				(2) 借入金の内訳			

改正案	現行
<p><u>その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する少額短期保険業者の議決権の数を記載すること。</u></p> <p>(c) <u>保有の目的</u> <u>「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。</u></p> <p>(d) <u>取得資金</u></p> <p>(1) <u>取得資金（累計）の内訳</u> <u>届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>借入金の内訳</u> <u>「① 取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。</u></p>	<p><u>その日の取引が全て終了した後の提出者が現に保有する少額短期保険業者の議決権の数を記載すること。</u></p> <p>(c) <u>保有の目的</u> <u>「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。</u></p> <p>(d) <u>取得資金</u></p> <p>(1) <u>取得資金（累計）の内訳</u> <u>届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得原因を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>借入金の内訳</u> <u>「① 取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。</u></p>

十二 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年 総理府 大蔵省 令第三十一号)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p><u>5. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「商号又は名称」又は「氏名」欄に括弧書きで併記することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「5. 令第5条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者の氏名」は、少なくとも2名以上の者について記載すること。<u>また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に括弧書きで併記することができる。</u></p> <p>2. (略)</p>	<p>別紙様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「5. 令第5条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者の氏名」は、少なくとも2名以上の者について記載すること。</p> <p>2. (略)</p>

十三 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改正案	現行
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 役員及び重要使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要使用人の氏名に併せて業務開始届出書又は新計画届出書（第三十二条第一項に規定する新計画届出書をいう。）に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員及び重要使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）</p> <p>第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出（法第四条第二項各号（第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を行うおうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書（以下この条及び次条において「変更届出書」と</p>	<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）</p> <p>第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出（法第四条第二項各号（第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を行うおうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書（以下この条及び次条において「変更届出書」と</p>

いう。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があった場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となった者に係る次に掲げる書面

イ 第九条第一項第二号及び第三号から第五号までに掲げる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合に

おいて、イに掲げる書面(第九条第一項第二号に掲げる書面に限る。)が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 会計参与に変更があった場合 新たに会計参与となった者に係る次に掲げる書面

イ 第九条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合に おいて、イに掲げる書面(第九条第一項第二号に掲げる書面に限る。)が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五・六 (略)

2・3 (略)

いう。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があった場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となった者に係る第九条第一項第二号から第五号までに掲げる書面

(新設)

(新設)

四 会計参与に変更があった場合 新たに会計参与となった者に係る第九条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

(新設)

(新設)

五・六 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5.「代表者の氏名」又は「氏名」には、婚姻により氏を改めた者においては、<u>婚姻前の氏名を括弧書きで併記することができる。</u></p> <p>6.～9.（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条第1項・第32条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5.～8.（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条（略）</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。次号及び第四号において同じ。）及び設立時執行役員（法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。）の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第二百十五条第四号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第二百十五条第四号において同じ。）の写し又は住民票の抄本）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>一の二 設立企画人及び設立時執行役員の候補者の婚姻前の氏名を</p>	<p>（投資法人設立届出書の添付書類） 第百八条（略）</p> <p>2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。）及び設立時執行役員（法第六十九条第一項に規定する設立時執行役員をいう。以下同じ。）の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第二百十五条第四号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第二百十五条第四号において同じ。）の写し又は住民票の抄本）若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>（新設）</p>

当該設立企画人及び設立時執行役員候補者の氏名に併せて前条の投資法人設立届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該設立企画人及び設立時執行役員候補者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二〇七 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百五十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇四 (略)

四の二 執行役員及び監督役員婚姻前の氏名を当該執行役員及び監督役員に併せて法第八十八条第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該執行役員及び監督役員婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇四 (略)

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に

二〇七 (略)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百五十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇四 (略)

(新設)

五〇四 (略)

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に

ければならない。

一・二 (略)

三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面

イ 第二百十五條第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面

ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十六号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書面(第二百十五條第四号に掲げる書面に限る。)が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四〇六 (略)

ければならない。

一・二 (略)

三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る第二百十五條第四号から第八号までに掲げる書面

(新設)

(新設)

四〇六 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第107条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p><u>1. 婚姻により氏を改めた設立企画人及び設立時執行役員の候補者においては、婚姻前の氏名を（ ）書きで氏名に併せて記載することができる。</u></p> <p><u>2. オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。</u></p>	<p>別紙様式第2号（第107条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p><u>オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。</u></p>

改正案	現行
<p>別紙様式第9号（第213条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>3. 執行役員、監督役員及び会計監査人</p> <p>(1) 執行役員及び監督役員 （表略）</p> <p>(2) 会計監査人 （表略） （記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p><u>2. 婚姻により氏を改めた執行役員、監督役員及び会計監査人においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>3. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第9号（第213条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>3. 執行役員、監督役員及び会計監査人</p> <p>(1) 執行役員及び監督役員 （表略）</p> <p>(2) 会計監査人 （表略） （記載上の注意）</p> <p>1. （略） （新設）</p> <p><u>2. （略）</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号口において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>四 取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、会計参与が法人であ</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、又はこれに代わる</p>

るときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

六 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて法第五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面七〇十一（略）

（営業所等の変更の届出）

第二十四条（略）

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一（略）

二 法第五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第五十六条の三第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第七号に掲げる書類

ロ 取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の婚姻

書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

（新設）

五〇九（略）

（営業所等の変更の届出）

第二十四条（略）

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一（略）

二 法第五十六条の三第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類並びに第五条第三号及び第五号に掲げる書類

（新設）

（新設）

前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百五十六条の三第二項第三号に掲げる書類及び第五条第五号に掲げる書類

ロ 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第百五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜三 (略)

四 国内の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五 (略)

六 国内における代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて法第百五十六条の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合

三 法第百五十六条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第

二項第三号に掲げる書類及び第五条第四号に掲げる書類

(新設)

(新設)

(免許申請書の添付書類)

第三十条 法第百五十六条の二十の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜三 (略)

(新設)

四 (略)

(新設)

において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七〇十四 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第三十六条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第十一号に掲げる書類

二 法第五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 第三十条第三号、第七号及び第十一号に掲げる書類

ロ 国内の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 第三十条第五号及び第十一号に掲げる書類

ロ 国内における代表者の婚姻前の氏名を当該代表者の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本

五〇十二 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第三十六条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第九号に掲げる書類

二 法第五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更 第三十条第三号、第五号及び第九号に掲げる書類

(新設)

(新設)

三 法第五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更 第三十条第四号及び第九号に掲げる書類

(新設)

(新設)

又はこれに代わる書面が当該代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

- 四 法第五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更
第三十条第九号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 (略)

2 (略)

- 3 法第五十六条の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イゝハ (略)

二 国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十六条の二十の十七第一項の認可申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホゝル (略)

三 (略)

(変更の届出)

- 四 法第五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更
第三十条第七号に掲げる書類

(認可申請書の添付書類)

第四十条 (略)

2 (略)

- 3 法第五十六条の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるときは、次に掲げる書類

イゝハ (略)

(新設)

ニゝル (略)

三 (略)

(変更の届出)

第四十五条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- 一 法第五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号リに掲げる書類
- 二 法第五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 第四十条第三項第二号ハ、ホ及びビリに掲げる書類

ロ 国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 (略)

第四十五条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- 一 法第五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号チに掲げる書類
- 二 法第五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 第四十条第三項第二号ハ、ニ及びチに掲げる書類

(新設)

(新設)

三 (略)

改正案	現行
<p>（親法人等又は関連法人等）</p> <p>第四条 令第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七を除き、以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の</p>	<p>（親法人等又は関連法人等）</p> <p>第四条 令第二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。第五十三条第二項、第五十四条第二項及び第六十三条第一項第二号を除き、以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であって当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることがで</p>

方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ～ホ (略)

三 (略)

2～4 (略)

(免許の申請)

第五条 (略)

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この項、第十三条第一号の二及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この項、第十三条第一号の二及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第

きるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ～ホ (略)

三 (略)

2～4 (略)

(免許の申請)

第五条 (略)

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第

三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面

三の二 取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 (略)

四の二 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五 (略)

六 主要株主(法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第八を除き、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

ードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。)又はこれに代わる書面

(新設)

四 (略)

(新設)

五 (略)

六 主要株主(法第五条第五項に規定する主要株主をいう。第五十条第二項第七号、第六十三条第一項第五号及び別表第五を除き、以下同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

七〇十一 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第三号まで、第四号及び第五号から第九号までに掲げる書面

一の二 取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第三号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

一の三 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第二号により作成した法第八条第一項の申請書に記載した場合において、第五条第四号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二〇四 (略)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

七〇十一 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五条第二項第一号から第九号までに掲げる書面

(新設)

(新設)

二〇四 (略)

(合併の認可申請)

第四十四条 (略)

2 法第三十六条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

げるものとする。

一〇十 (略)

十の二 合併後の信託会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十一 (略)

十一の二 合併後の信託会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〇十八 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十の二 設立会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

(新設)

十二〇十八 (略)

3 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

十一の二 設立会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〜十八 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十 (略)

十の二 承継会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十一 (略)

十一の二 承継会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二〜十八 (略)

十一 (略)

(新設)

十二〜十八 (略)

3 (略)

(吸収分割の認可申請)

第四十六条 (略)

2 法第三十八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十 (略)

(新設)

十一 (略)

(新設)

十二〜十八 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第四十七条 (略)

2 法第三十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。

)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

十の二 譲受会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十一 (略)

十一の二 譲受会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十二～十五 (略)

3・4 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

3 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第四十七条 (略)

2 法第三十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。

)に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十 (略)

(新設)

十一 (略)

(新設)

十二～十五 (略)

3・4 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

三の二 役員及び業務を執行する社員の婚姻前の氏名を当該役員及び業務を執行する社員の氏名に併せて別紙様式第十五号により作成した法第五十条の二第三項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び業務を執行する社員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四〇八 (略)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三の二 役員(婚姻前の氏名を当該役員に併せて別紙様式第十六号により作成した法第五十二条第二項において準用する法第

(新設)

四〇八 (略)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請を行う法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四〇七 (略)

三〇六 (略)

(免許の申請)

第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 役員（法第五十三条第六項第八号に規定する役員をいう。以下この項、第五十八条第一項第三号の二、第六十三条第一項第二号及び別表第七において同じ。）及び国内における代表者（法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

六 役員（支店に駐在する役員に限る。次号及び第五十八条第一項第三号の二において同じ。）及び国内における代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員及び国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

六の二 役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十七号により作

四〇七 (略)

三〇六 (略)

(免許の申請)

第五十四条 (略)

2 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 役員（法第五十三条第六項第八号に規定する役員をいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。）及び国内における代表者（法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

六 役員（支店に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員及び国内における代表者が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

(新設)

成した法第五十三条第二項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 主要株主（当該外国信託業者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主又は出資者をいう。第六十三条第一項第五号及び別表第八において同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面

八～十 （略）

3・4 （略）

（登録申請書の添付書類等）

第五十八条 法第五十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五十四条第二項第一号、第二号、第五号、第六号及び第七号から第九号までに掲げる書面

二・三 （略）

三の二 役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を当該役員及び国内における代表者の氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した法第五十四条第三項の申請書に記載した場合において、第五十四条第二項第六号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員及び国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 主要株主（当該外国信託業者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主又は出資者をいう。第六十三条第一項第五号及び別表第五において同じ。）の氏名又は名称及びその保有する議決権の数を記載した書面

八～十 （略）

3・4 （略）

（登録申請書の添付書類等）

第五十八条 法第五十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第五十四条第二項第一号及び第二号並びに第五号から第九号までに掲げる書面

二・三 （略）

（新設）

四 (略)

2 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

一の二 個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該個人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

二 法人である場合は、役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。次号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二の二 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて別紙様式第十九号により作成した法第六十八条第一項の申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名

四 (略)

2 (略)

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十一条 法第六十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

(新設)

二 法人である場合は、役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

を証する書面

三〇五 (略)

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 (略)

2 (略)

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。)

の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

三の二 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当

該婚姻前の氏名を証する書面

四〇八 (略)

別表第一(第二十三条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

三〇五 (略)

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 (略)

2 (略)

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。)

の住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

(新設)

三の二 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当

該婚姻前の氏名を証する書面

四〇八 (略)

別表第一(第二十三条第一項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

<p>取締役、執行役、 会計参与又は監査 役の変更</p>	<p>(略)</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一 (略) 二 就任する取締役、 執行役、会計参与又 は監査役に係る次に 掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 取締役、執行役 、会計参与又は監 査役の婚姻前の氏 名を当該取締役、 執行役、会計参与 又は監査役の氏名 に併せて届出書に 記載した場合にお いて、ロに掲げる 書面が当該取締役 、執行役、会計参 与又は監査役の婚 姻前の氏名を証す るものでないとき は、当該婚姻前の</p>	<p>(略)</p>
<p>取締役、執行役、 会計参与又は監査 役の変更</p>	<p>(略)</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一 (略) 二 就任する取締役、 執行役、会計参与又 は監査役に係る次に 掲げる書面 イ・ロ (略) (新設)</p>	<p>(略)</p>

別表第七（第六十二条第一項関係）		
(略)	届出事項	(略)
(略)	記載事項	(略)
役員の変更 一・二 (略)	添付書類 一 (略) 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) ハ 役員の前婚姻前の氏名を当該役員に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の前婚姻前の氏名	二 (略) 氏名を証する書面

別表第七（第六十二条第一項関係）		
(略)	届出事項	(略)
(略)	記載事項	(略)
役員の変更 一・二 (略)	添付書類 一 (略) 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略) (新設)	ハ (略)

<p>国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇三 (略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>四 国内における代表者の婚姻前の氏名を当該国内における代表者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p>

<p>国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更</p>	<p>(略)</p>	
<p>一〇三 (略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>四 (新設) (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ハ (略)</p>

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	(略)	役員の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略)</p> <p>ハ 役員の前婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の前婚姻前の氏名を証するものではないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ (略)</p>

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項	(略)	役員の変更
記載事項	(略)	一・二 (略)
添付書類	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第5条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名）（第4面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2-2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称）（第4-2面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align:center">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第5条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名）（第4面） （表略） （新設）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2-2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称）（第4-2面） （表略） （新設）</p> <p style="text-align:center">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第2号(第12条関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名) (第4面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) <u>(記載上の注意)</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号(第12条関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名) (第4面) (表略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第15号(第51条の2第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名) (第4面) (表略) (記載上の注意) <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (記載上の注意) <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第15号(第51条の2第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2:取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)の氏名) (第4面) (表略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2:会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第16号(第53条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p><u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2: 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第16号(第53条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添2-2: 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称) (第4-2面) (表略) (新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第17号(第54条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p><u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別添5: 国内における代表者の氏名及び住所) (第7面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第17号(第54条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(別添2: 役員の氏名) (第4面) (表略)</p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u> (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(別添5: 国内における代表者の氏名及び住所) (第7面) (表略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第18号（第57条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2：役員の氏名）（第4面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>1 役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u> <u>2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添5：国内における代表者の氏名及び住所）（第7面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align:center">（以下略）</p>	<p>別紙様式第18号（第57条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添2：役員の氏名）（第4面） （表略） <u>（記載上の注意）</u> <u>役員が法人である場合は、名称を記載すること。</u></p> <p style="text-align:center">（略）</p> <p>（別添5：国内における代表者の氏名及び住所）（第7面） （表略） （新設）</p> <p style="text-align:center">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第19号（第69条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1・2 （略） 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」 （1）・（2） （略） （3） 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで併せて記載することができる。 <u>（4） 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3. 氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（別添1：役員の氏名） （表略） （記載上の注意） 1・2 （略） <u>3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第19号（第69条関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1・2 （略） 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」 （1）・（2） （略） （3） 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に（ ）書きで<u>合わせて</u>記載することができる。 （新設）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（別添1：役員の氏名） （表略） （記載上の注意） 1・2 （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があった場合 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ハ 役員及び重要な使用人が法第二百三十三条第三十九項第一号ロ(2)及び(3)に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員又は重要な使用人（令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。）に変更があった場合 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類</p> <p>イ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 役員又は重要な使用人が法第二百三十三条第三十九項第一号ロ(2)及び(3)に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作</p>

成した誓約書)

二・ホ (略)

四 会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があった場合に新たに会計参与となった者に係る次に掲げる書類

イ 会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し

ロ 別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書

ハ 会計参与の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(会計参与が外国人である場合は、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書)又はこれらに代わる書面(会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書)

ニ 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ 別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

五・六 (略)

2・3 (略)

成した誓約書)

ハ・ニ (略)

四 会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があった場合に会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し、別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書及び住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(会計参与が外国人である場合は、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書)又はこれらに代わる書面(会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書)並びに別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

五・六 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第15条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.・2.（略） 3. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「変更後」欄に括弧書きで併せて記載することができる。</u></p>	<p>別紙様式第1号（第15条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.・2.（略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>（認可申請書の提出等） 第二条（略）</p> <p>2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 役員の履歴書</p> <p>二 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面</p> <p>三 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十七条の三第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>四 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>（認定の申請書の添付書類） 第二十二条 令第十八条の四の九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員の履歴書</p>	<p>（認可申請書の提出等） 第二条（略）</p> <p>2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る）</p>

五 役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

六 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

七 (略)

。又はこれに代わる書面

(新設)

(新設)

五 (略)

改正案	現行
<p>（免許申請書） 第四条（略）</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）</p> <p>ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第八十一条第一項の免許申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>五～十一（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（免許申請書） 第四条（略）</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>五～十一（略）</p> <p>3（略）</p>

(組織変更認可申請書)

第三十条 (略)

2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜五 (略)

六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

イ 履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

ロ 住民票の抄本(本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百一条の十七第二項の組織変更認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからイまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〜十四 (略)

(認可申請書の添付書類)

(組織変更認可申請書)

第三十条 (略)

2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜五 (略)

六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、

当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからイまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〜十四 (略)

(認可申請書の添付書類)

第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員に関する次に掲げる書類

イ 履歴書

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百二条の十五第一項の認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇十 (略)

2 (略)

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇十 (略)

2 (略)

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項

の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が

当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前

の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該

当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する

書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与に関する次に掲げ

る書類

(i) 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の

沿革を記載した書面）

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、会計参与

が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又

はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項

イ (略)

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載

のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及

び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれ

にも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約

する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参

与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面

）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、会計参

与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又

はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第

三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当

該会計参与が誓約する書面

の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(4) (10) (略)

ハ ホ (略)

二 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第六十条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書

類

(1) 取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が

当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する

の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(4) (10) (略)

ハ ホ (略)

二 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第六十条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書

類

(1) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載

のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及

び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約

する書面

書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(3) (9) (略)

ハ～ホ (略)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。

一～五 (略)

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面

）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(3) (9) (略)

ハ～ホ (略)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。

一～五 (略)

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第四百四十条第二項の合併認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 七十四（略）

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条（略）

2 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所

の役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 七十四（略）

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条（略）

2 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二号により作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 (略)

3・4 (略)

(自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出)

第百十一条の四 (略)

2 法第五十三条の四において準用する法第四百九条第二項の規定により法第二百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住

民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 (略)

3・4 (略)

(自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出)

第百十一条の四 (略)

2 法第五十三条の四において準用する法第四百九条第二項の規定により法第二百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類
 - イ 履歴書
 - ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面
 - ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二号に準じて作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
 - ニ 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類
 - 二 (略)
 - 三 (略)
- (認可申請書の添付書類)
第百十五条 (略)
- 2 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 (略)
 - 二 国内における事務所に駐在する役員及び国内における代表者に關する次に掲げる書類
 - イ 履歴書

- 一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類
 - 二 (略)
 - 三 (略)
- (認可申請書の添付書類)
第百十五条 (略)
- 2 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 (略)
 - 二 国内における事務所に駐在する役員及び国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百五十五条の二第一項の認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇九（略）

三〇九（略）

改正案	現行
<p>別紙様式第二号（第百十一条関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>(1) 役員の変更届（就任・退任） （表略） （注意事項） 1～3 （略） <u>4 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」の欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>別紙様式第二号（第百十一条関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>(1) 役員の変更届（就任・退任） （表略） （注意事項） 1～3 （略） （新設）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>

改正案	現行
<p>(指定申請書の添付書類) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百五十六条の四十第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〃九 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等) 第十一条 (略)</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（法第百五十六条の三十九第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>(新設)</p> <p>四〃八 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等) 第十一条 (略)</p>

<p>2 法第五十六條の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 法第五十六條の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> <p>3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一 個人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ロ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第九条の規定による届出書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて第九条の規定による届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（変更の届出）</p>	<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一 個人である場合にあつては、住民票の抄本</p> <p>二 法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（変更の届出）</p>

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 代表者又は管理人に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 新たに代表者又は管理人になつた者に係る前条第二号イ及びロに掲げる書類

ロ 新たに代表者又は管理人になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに代表者又は管理人になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（前条第二号ロに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五～八 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一・二 (略)

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 代表者又は管理人に変更があつた場合 新たに代表者又は管理人になつた者に係る前条第二号イ及びロに掲げる書類

五～八 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一・二 (略)

三 役員が婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて第十四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 十三（略）

（変更の届出）

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 三（略）

四 役員に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 新たに役員になつた者に係る第十六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ 新たに役員になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに役員になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において

（新設）

三 役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

四 十二（略）

（変更の届出）

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 三（略）

四 役員に変更があつた場合 新たに役員になつた者に係る第十六条

条第一項第二号から第四号までに掲げる書類及び当該変更に係る同項第五号に掲げる書類並びに別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

、イに掲げる書類（第十六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 別紙様式第四号により作成した法第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があった場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第九号から第十号までに掲げる書類

六〇九 (略)

2・3 (略)

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約前払式支払手段発行者（発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の保有者を信託財産の元本の受益者とする。

二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

五 法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があった場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第八号から第十号までに掲げる書類

六〇九 (略)

2・3 (略)

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約前払式支払手段発行者（発行保証金信託契約を締結する前払式支払手段発行者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段の利用者を信託財産の元本の受益者とする。

二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ・ロ (略)

ハ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十一項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

二～ハ (略)

四 (略)

五 発行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託

六 (略)

七 発行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本補填がある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八～十三 (略)

（自家型発行者の業務の承継の届出）

イ・ロ (略)

ハ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

二～ハ (略)

四 (略)

五 発行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本補てんがあるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託

六 (略)

七 発行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本補てんがある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八～十三 (略)

（自家型発行者の業務の承継の届出）

第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第十一号各号（第一号ロ及び第二号ハを除く。）に掲げる書類

二 当該届出をしようとする者が個人であつて、当該個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて当該届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類（第十一号イに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 当該届出をしようとする者が法人であつて、その代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて当該届出書に記載した場合において、第一号に掲げる書類（第十一号第二号ロに掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 業務の承継の事実を証する次に掲げる書面

イ 当該届出に係る業務の承継が譲渡又は合併によるものである場合は、当該譲渡又は合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通並びに第十一号各号に掲げる書類及び業務の承継の事実を証する次に掲げる書面（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該届出に係る業務の承継が譲渡又は合併によるものである場合は、当該譲渡又は合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

二 当該届出に係る業務の承継が会社分割によるものである場合は、当該会社分割に係る新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

三 当該届出に係る業務の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書面の写し

ロ 当該届出に係る業務の承継が会社分割によるものである場合は、当該会社分割に係る新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

ハ 当該届出に係る業務の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書面の写し

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。 5. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。 5. （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～4. （略） 5. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1.～4. （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 28 号 (第 51 条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。</p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第 28 号 (第 51 条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。</p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役等の婚姻前の氏名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>四〇十七 （略）</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十条 資金移動業者は、法第四十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇十六 （略）</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十条 資金移動業者は、法第四十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一〇三 （略）</p>

四 取締役等に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ 新たに取締役等になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 (略)

六 資金移動業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類

七 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十五号に掲げる書類

八〜十 (略)

2・3 (略)

四 取締役等に変更があつた場合 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号から第四号までに掲げる書類及び当該変更に係る同条第五号に掲げる書類並びに別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

イ 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号、第四号及び同条第五号に掲げる書類並びに別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに取締役等になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 (略)

六 資金移動業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十号から第十三号までに掲げる書類

七 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十四号に掲げる書類

八〜十 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） 7. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） 7. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に準ずる者」に括弧書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>(4) 法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人である</p>

革を記載した書面)

(2) 住民票の抄本(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4) 法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

ホ (略)

二 免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 理事及び監事の婚姻前の氏名を当該理事及び監事の氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ (略)

三〜七 (略)

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面(並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

ホ (略)

二 免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

(新設)

二 (略)

三〜七 (略)

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面及び当該会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面)

十三・十四 (略)

3 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第六十五条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

類

イ 法第六十五条第二項第三号に掲げる書類

ロ 第四条第一号ハ(3)を除く。又は第二号ハに掲げる書類

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類(第四条第一号ハ(2)に掲げる書類又

一〇十一 (略)

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び当該会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面)

十三・十四 (略)

3 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第六十五条第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ハ又は第二号ハに掲げる書類

は同条第二号ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面に限る。

（が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第六十五条第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第六十五条第二項第三号に掲げる書類

ロ 第四条第一号ニ（3）を除く。）に掲げる書類

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類（第四条第一号ニ（2）に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 法第六十五条第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ニに掲げる書類

改正案	現行
<p>（認定の申請書の添付書類）</p> <p>第二条 資金決済に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第二十三条第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>六 （略）</p>	<p>（認定の申請書の添付書類）</p> <p>第二条 資金決済に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>(指定申請書の添付書類) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて準用銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>五〽九 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等) 第十一条 (略)</p> <p>2 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令</p>	<p>(指定申請書の添付書類) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八条及び第九条において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）</p> <p>(新設)</p> <p>四〽八 (略)</p> <p>(紛争解決委員の利害関係等) 第十一条 (略)</p> <p>2 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令</p>

で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 （略）

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3
(略)

で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 （略）

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3
(略)

改正案	現行
<p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 法第五十六条の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第八号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>二 （略）</p> <p>三 役員（法第五十六条の六十七第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第四号、第六号及び第七号、第十七条第二項第八号から第十号まで並びに第二十条第二項第三号ハ、ニ及び第三項第三号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十六条の六十八第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲</p>	<p>（指定申請書の添付書類）</p> <p>第十二条 法第五十六条の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第七号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>二 （略）</p> <p>三 役員（法第五十六条の六十七第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第五号及び第六号、第十七条第二項第八号から第十号まで並びに第二十条第二項第三号ハ及び第三項第三号において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>（新設）</p>

掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五〇九 (略)

(届出事項)

第二十条 (略)

2 取引情報蓄積機関は、法第五十六条の七十八各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る第十二条第三号、第五号及び第六号に掲げる書類

ニ 新たに役員となつた者の婚姻前の氏名を当該者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四 (略)

3 法第五十六条の七十八第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 第十二条第七号又は第八号に掲げる書面の記載事項に変更があ

四〇八 (略)

(届出事項)

第二十条 (略)

2 取引情報蓄積機関は、法第五十六条の七十八各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る第十二条第三号から第五号までに掲げる書類

(新設)

四 (略)

3 法第五十六条の七十八第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 第十二条第六号又は第七号に掲げる書面の記載事項に変更があ

つたとき。

二〇五 (略)

つたとき。

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（特定金融指標算出者による届出書類の添付書類）</p> <p>第四条 法第五十六條の八十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）の婚姻前の氏名を当該役員の名に併せて法第五十六條の八十六第一項の書類に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>イ 履歴書</p> <p>ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ハ 個人の婚姻前の氏名を当該個人の氏名に併せて法第五十六條の八十六第一項の書類に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該個人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p>	<p>（特定金融指標算出者による届出書類の添付書類）</p> <p>第四条 法第五十六條の八十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>

(変更の届出)

第六条 法第五十六条の八十六第四項の規定により届出を行う特定金融指標算出者は、変更のあった日から二週間以内に、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十六条の八十六第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三 第三条第二号に掲げる事項について変更があった場合 新たに代表者又は管理人となった者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(変更の届出)

第六条 法第五十六条の八十六第四項の規定により届出を行う特定金融指標算出者は、変更のあった日から二週間以内に、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十六条の八十六第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(新設)

三 第三条第二号に掲げる事項について変更があった場合 新たに代表者又は管理人となった者に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

